

介護保険制度が変わります

vol.3

新しい高齢者保健福祉計画・第三期介護保険事業計画を策定しました

介護保険は3年ごとに見直しが行われます。制度の施行から6年が経ち、制度の大幅な改正が行われる中、鏡野町の介護保険も介護サービスの利用状況などの見直しを行い、新しい事業計画を策定しています。

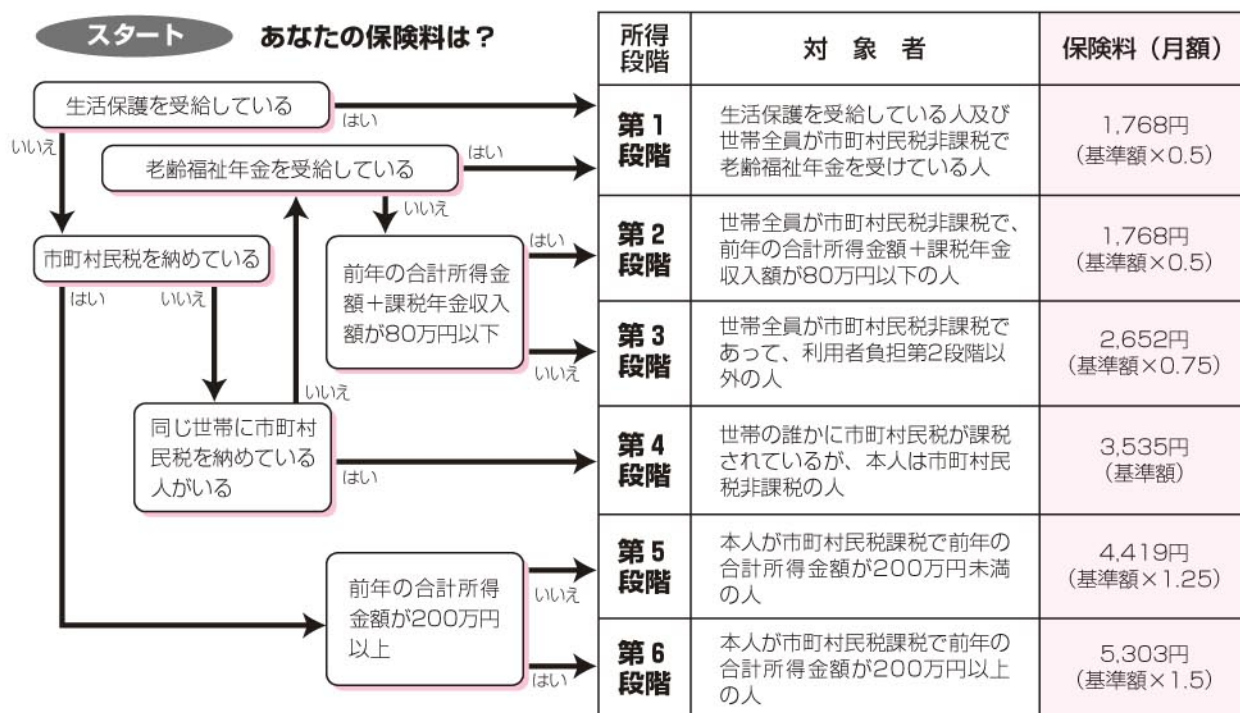


4月から介護保険料が変わります

所得の低い人の保険料軽減など負担能力をきめ細かく配慮した保険料段階の変更や徴収方法の見直しが行われました。また、鏡野町の介護保険の運営状況の見直しに伴い、平成18年度から新しい保険料額となりました。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料段階の見直し

65歳以上の人々の保険料は、市区町村ごとに基準額が決められ、それをもとに所得段階別の保険料が決められますが、所得の低い人の負担能力をきめ細かく配慮した保険料設定にするため、これまでの第2段階を細分化しました。



保険料の納め方

65歳以上の人

保険料の納め方は、年金額によって2種類に分かれています。

▶年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期払い（年6回）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

ここが変わりました

新たに遺族年金と障害年金が特別徴収の対象となりました。

▶年金が年額18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を鏡野町に個別に納めます。

40歳から64歳の人

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

▶国民健康保険に加入している人

保険料は所得などによって決められ、国民健康保険税として世帯ごとに世帯主が納めます。

▶職場の医療保険に加入している人

保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料と合わせて徴収されます。

お問い合わせ先：鏡野町役場 福祉課 介護保険係 TEL.0868(54)2111